

覚 書

沼津市教育委員会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、沼津市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領に基づく雑誌の提供等に関し、以下のとおり覚書を締結する。

（提供雑誌）

第1条 乙は、沼津市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領に基づき以下の雑誌を甲へ提供する。

	提供雑誌名	提供先図書館名	提供期間
1			
2			
3			

（広告物掲示の方法）

第2条 甲は、提供雑誌の最新号の雑誌カバー裏面及び雑誌架に、乙の広告物を掲示するものとする。

なお、乙は、広告物の内容等については事前に甲の審査を受けるものとする。

（雑誌提供期間及び広告物の掲示期間）

第3条 乙が甲に対して雑誌を提供する期間は、原則として1年間とする。ただし、乙から期間満了の2か月前までに継続の申し入れがあった場合は、従前と同一の条件で更新したものとし、その後も同様とする。

2 広告の掲示期間は、乙が1年間分として提供する最初の雑誌を甲が配架した日から、最終の雑誌の配架が終了する日までとする。

（提供雑誌の購入代金の支払い方法等）

第4条 乙は提供雑誌の1年間分の代金を納入業者に支払うものとする。

2 支払いは一括前払いとする。価格変動等により過不足が生じる場合は、乙が納入業者と調整するものとする。

3 振込手数料等支払いに要する経費は乙が負担する。

4 提供雑誌が休刊又は廃刊となった場合は、図書館と協議のうえ、別の雑誌に広告を振り替えることができる。振り替えにより代金に過不足が生じる場合は乙が納入業者と調整するものとする。

（雑誌スポンサーの責務）

第5条 乙は、広告物の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告物掲示の権利を譲渡してはならない。

3 乙は、広告物の内容について、正当な理由がある場合を除き、甲が指示する修正や削除等に応じなければならない。

- 4 乙は広告物の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告物の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保障するものとする。
- 5 第三者から広告物に関連する苦情の申立又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとする。

(協議)

第6条 本覚書及び沼津市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書は2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 所在地 沼津市御幸町16番1号
名称 沼津市教育委員会
代表者 沼津市教育長 ⑩

乙 所在地
名称
代表者 ⑩